

# Primaff Review



林業・木材産業の関係主体をどのようにつなごうとしているか、市町村合併を経て私有林面積が倍増した中核市の事例として愛知県岡崎市を取り上げた研究を報告します（写真：多田主任研究官撮影。関連記事：2～3ページ）。また、当研究所は、農林業センサスのデータに基づいた林業経営体の経年把握に関するセミナーも開催しました（関連記事：10～12ページ）。

## ◆研究成果

林業への参入を促す中核市の実践

## ◆世界の農業・農政

ベトナムのコメ輸出拡大の背景

## ◆研究レビュー

農福連携に関する研究動向

# Primaff Review No.129

## 農林水産政策研究所レビュー

### CONTENTS

#### ●卷頭言

- 高校生と一緒に考える、食と農の未来—農林水産政策研究の現場から 1  
農林水産政策研究所 次長 八百屋市男

#### ●研究成果

- 林業への参入を促す中核市の実践 2  
農業・農村領域 主任研究官 多田 忠義

#### ●世界の農業・農政

- ベトナムのコメ輸出拡大の背景 4  
国際領域 主任研究官 岡江 恒史

#### ●研究レビュー

- 農福連携に関する研究動向 6  
農業・農村領域 主任研究官 中本 英里

#### ●ブックレビュー

- 『めねぎのうえんのガ・ガ・ガーン!』 多屋 光孫 文・絵 8  
企画広報室 広報資料課 広報資料係長 日原 雪子

- 『国家はなぜ衰退するのか 権力・繁栄・貧困の起源（上）（下）』  
ダロン・アセモグル＆ジェイムズ・A・ロビンソン（著）鬼澤 忍（訳） 9  
食料領域 主任研究官 若松 宏樹

#### ●セミナー概要紹介

- 「農林業センサスの個票分析に基づく多様な林家・林業経営体の経年把握：  
農山村地域の持続的な資源循環及び統計情報の活用に向けた示唆」 10  
政策研究調整官 田中 淳志

- 学会賞受賞の紹介 12

メールマガジン  
「農林水産政策研究所ニュース」のご案内

研究成果報告会・講演会の開催案内、刊行物の新刊情報など当研究所の  
研究活動に関する情報をわかりやすく、タイムリーに発信しています。  
ぜひ、ご登録ください。

<https://www.maff.go.jp/primaff/koho/e-mag/index.html>

# 卷頭言

## 高校生と一緒に考える、食と農の未来 —農林水産政策研究の現場から

農林水産政策研究所 次長 八百屋 市男

自席の正面には農林水産省の『ビジョン・メント』が大きく貼ってあります。ここには『生命を支える「食」と安心して暮らせる「環境」を未来の子どもたちに継承していくことを使命として…』とあります。もちろん農林水産政策研究所は農林水産省の一施設等機関としてこの役割を担います。政策研究を通じて使命を果たしていくものではありますが、昨年、ある高校生たちとの交流を通じて未来の子どもたちへの継承について希望を感じられました。

その高校生たちは、東京都文京区にある東洋大学京北中学高等学校（以下「京北高校」）の皆さんです。京北高校は建学の精神「諸学の基礎は哲学にあり」に基づき、哲学的思考力と幅広い教養を重視した教育を行っており、一部の生徒たちは『2050年問題』について勉強しています。『2050年問題』とは、2050年までに直面する可能性のある社会問題の総称であり、国内では少子高齢化と人口減少に起因する、労働力不足、社会保障費の増大、地域社会の維持困難など様々な社会・経済的な課題、世界的にはコーヒーなど気候変動の影響を受けて栽培適地が減少する問題や食料・水不足のリスクなどが挙げられています。

昨年8月4日には教員・生徒など34名が農林水産省へ来訪され、リクエストのあった本省地下の食堂で昼食をとり、報道会見室などを見学した後、農林水産政策研究所に来ていただきました。当所からは、小泉上席主任研究官から「世界の食料問題」、私からは「日本の食料政策」について、それぞれ講義を行いました。その後質疑応答となつたのですが、これがすごいものとなりました。元々の予定では15分から20分程度の質疑応答の時間をとっていたのですが、質問の手が止まらず1時間半を超えるマラソンの議論となりました。質問内容も幅広く、「農業に革新的な技術が導入された場合の農水省の対応」「虫害対策」「品種改良による悪影響」「現場の課題と政策立案の差異とその調整方法」「若者が農業に関わるための制度や支援」「SDGs目標の将来の達成可能性と解決策」「スマート農業の研究・普及状況」「人口増加や異常気象による食料需給バランス予測」「有機農業と環境共生」「品種改良と食の

旬」「アフリカ産コーヒー生産者への自立支援」「日本からの飢餓対策支援」「3Dフードプリンターの活用可能性」「渴水対策」「米以外の輸出品目」「中国向け水産物輸出」「農地拡大など温暖化による影響」などなど。生徒たちは事前に勉強してきたと思われますが、食料、農業、環境等の課題に関する興味の持ち方や何よりもその熱心さに感動しました。



この交流はその後も続き、11月8日に京北高校で行われたオランダプログラム報告会にお招きいただきました。彼らは9月の秋休みにオランダに行っており、現地のライデン大学でチームに分かれて2050年問題の英語でのプレゼンテーション、EU議事堂、ベルギー日本大使館へ訪問し外交官との意見交換、現地高校生との交流などをしています。報告会では教員、保護者、他の生徒を前に『挑戦の6日間～なぜ我々はオランダへ？～』と題し、現地で行った英語のプレゼンテーションをそのまま披露してくれました。2050年問題のテーマとして、「AI」、「子供の労働問題」などと並んで「農業と教育」、「食料不足対策」といった我々と議論した内容もふんだんに盛り込まれていてこれまでの成果が見られうれしく思いました。発表後にも日本や世界に貢献ていきたいといった発言が飛び出し、若者の今後の活躍に大いに期待したいところです。

今回このプログラムに参加している生徒たちは一般的な学生ですが、将来の課題を突き詰めていくと農業、食料問題が大きくクローズアップされたようで、我々の扱うテーマの意義と責任を改めて感じことなりました。当所の研究は、農林水産政策の企画・立案に資する研究成果を出すとともに、研究機関として学術的な水準の維持・向上も求められます。教育機関との位置づけではありませんが、長期的視野を持ち、若い世代へつなげていく活動も考えていくべきだと思っています。

# 林業への参入を促す中核市の実践

農業・農村領域 主任研究官 多田 忠義

森林環境税及び森林環境譲与税や森林経営管理制度が開始され、市区町村単位の森林行政が重点化されました。本報告では、類似市町村を指す団体区分の一つである中核市に着目し、「平成の大合併」の前後における私有林面積の比較を通じて、森林行政の実行環境の一侧面がどのように変化したかを確認します。次に、合併を経て私有林面積が倍増した中核市の事例として愛知県岡崎市を取り上げ、林業・木材産業の関係主体をどのようにつなごうとしているか、報告します。

## 1. 中核市の私有林面積変化と「平成の大合併」

市区町村が置かれた森林行政の実行環境は、人口、林野面積のどれも多様で、各地の個別課題に対応する必要に迫られています。一方で、類似する市区町村におけるその実行環境の一侧面を分析することで、共通する政策課題を抱えうる地域を分類することができると考えられます。これにより、地域が直面する諸課題を考慮した国の林業政策を立案することが可能になります。

中核市は、地方自治法に基づき政令で指定する人口20万人以上の市であり、指定されない場合に比べ、処理する事務の対象が拡大します。森林・林業に関する事務は、中核市に指定されない人口20万人以上の市と同様ですが、類似する行政の事務処理実態をそろえるため、分析対象を中核市に絞りました。

第1表は団体区分ごとに人口、私有林人工林面積の合計や平均を比較したものです。中核市は62(1,741市区町村の3.6%)が該当します。中核市の人口は合計すると2,275万人(全人口の18.0%)、中央値は35.6万人で、全人口の2割弱が集中する比較的人口規模の大きな都市における森林行政を把握することになります。そして、私有林人工林面積の合計は32.0万ha(全国の5.5%)ですが、1市あたりの中央値では3.1千haで、第1表に掲げる団体区分では最も大きく、中核市では他の団体に比べ広域の私有林人工林管理が必要となっています。

中核市は、いわゆる「平成の大合併」で私有林面

積が拡大し、都市と農山村の双方に対し行政事務を担う必要がある点も特徴的です。第2表は、2020年で私有林人工林を有する中核市の私有林面積を、2000年と2020年で比較したものです。注目すべき値は、合併ありの中核市は37市(私有林人工林を有する中核市全体の69.8%)で、合併の結果、私有林面積は増加しています。これは、「平成の大合併」を経て、林業施策を講ずるべき私有林面積が急増した中核市が複数存在することを示します。

## 2. 地域商社の設立で林業振興を図る愛知県岡崎市

愛知県岡崎市は第2表で説明した「平成の大合併」を経て市域を拡大し、私有林面積が増加した中核市の一つです。2020年時点では人口384,654人、156,619世帯(2020年国勢調査)、林野率59.4%、私有林人工林面積11,858ha(2020年農林業センサス)で、2006年、岡崎市の東部に位置する額田町を合併して現在の岡崎市となり、2000年から2020年までの間に私有林面積は2.32倍に増加しました。市の西部に人口が集中して都市を形成し、その東部には、シイ、カシ、コナラを主体とする常緑樹・広葉樹の二次林が広がり、さらに岡崎市役所額田支所(旧額田町役場)周辺やその東側では、ヒノキ、スギなどの植林でおおわれています(第1図)。同市を事業区域とする岡崎森林組合及びその周辺に中小規模の製材工場が2社立地し、それ以外の製材工場は人口集中地区に立地しています。

同市は、岡崎市森林整備ビジョン(2011年3月策定、2021年3月改訂)に基づき、「木こり塾」の開催を通じて森林づくりに関する理解を促進し、林業で生計を立てようとする市民や、他産業に従事しながら林業に参入する市民を対象とした新規就業・参入支援を行っています。

また、高性能機械の導入促進も実施するなど、林業への参入・定着を促す段階的な多岐にわたる支援策を実施しています。こうした

第1表 団体区分ごとの指標

団体区分	該当数	人口		私有林人工林面積(ha)	
		計	中央値	計	中央値
特別区	23	9,733,276	349,385	0	—
政令指定都市	20	27,799,058	1,148,729	172,609	2,433
中核市	62	22,750,668	355,680	320,521	3,099
施行時特例市	23	5,546,901	239,169	47,000	322
その他市	687	49,928,039	57,238	2,942,233	1,778
町	743	9,669,563	10,326	1,941,938	1,335
村	183	718,594	2,540	373,306	1,142
計	1,741	126,146,099	23,426	5,797,607	1,390

資料：総務省「2020年国勢調査」、農林水産省「2020年農林業センサス」より筆者作成。  
注：2020年2月1日時点の団体区分で集計した。

第2表 中核市における合併の有無と私有林面積の比較

合併有無	計	2000～2020年の私有林面積変化		各年における私有林面積（中央値）	
		増加	減少	2000年(ha)	2020年(ha)
				（ha）	（ha）
合併あり	37	36	1	8,531 —	17,620 6,879
合併なし	16	6	10	3,651 —	3,779 1,260

資料：農林水産省「農林業センサス」、政府統計の総合窓口（e-Stat）「市区町村名・コード」に基づき筆者作成

注1：合併あり、とは、市区町村の廃置分合等情報における2000年1月1日から2020年10月1日までの編入合併、新設合併に該当するものを抽出。それ以外は合併なしとした。

2：2000年と2020年で同一名称の市でない場合、2020年の市域に含まれる2000年時点での人口最多市町の私有林面積を用いて計算した。

3：2000年の私有林人工林面積は、当時の農林業センサスの調査項目ではないため、「—」とした。

成果の一つとして、森林経営管理制度に基づいて設定された経営管理実施権の一部を、岡崎市の隣町(幸田町)出身者が代表を務める林業請負事業体(2018年新規参入)が受託していることが挙げられます。

また、市産材の需給調整と流通の円滑化及び需要創出による供給の安定化を目指し、市や森林組合、市内外の法人などが出資して、2022年に地域商社「もりまち株式会社」が設立されたことも、林業への参入を促す上で重要な役割を果たしています。「もりまち」が事業を推進することで、地元製材工

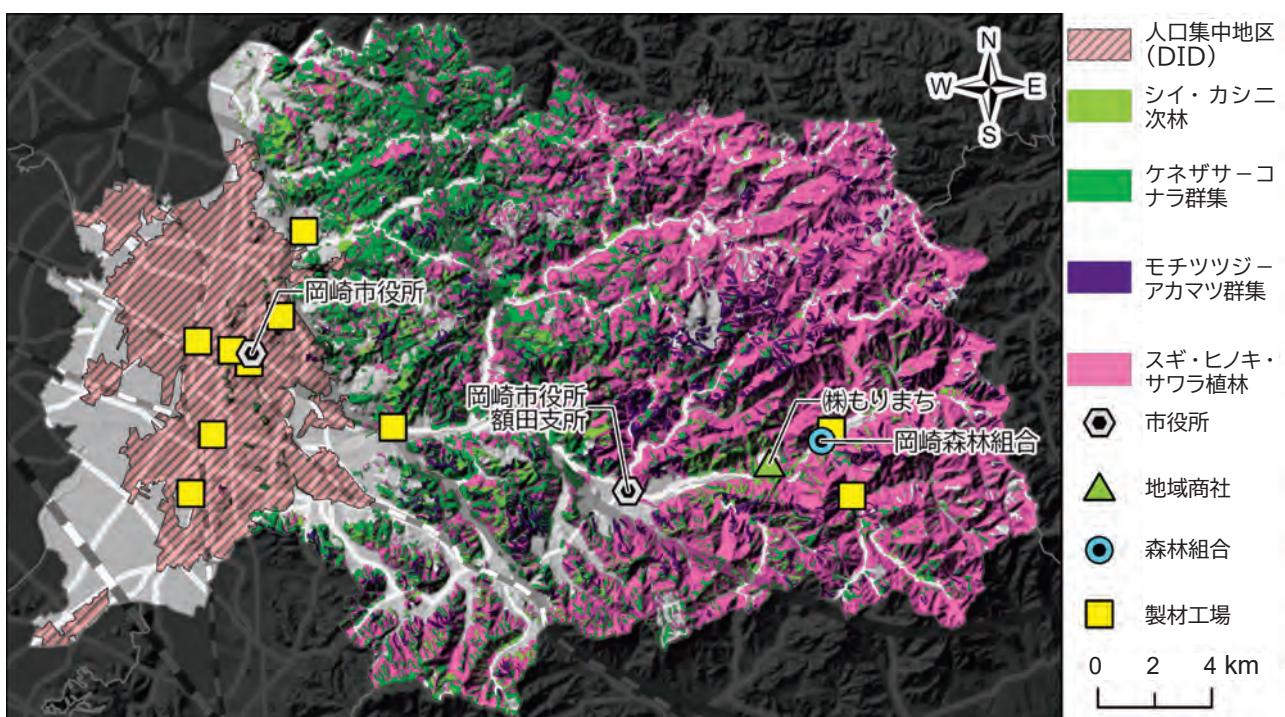
場と連携した市産材の商品開発(写真1)や営業活動も積極的に行われるなどにより、市産材の需要先が確保されつつあります。さらに、建築土等の木材利用者に対する「おかげ木づかい塾」を開催し、同市による市産材を使用した住宅の新築・増築・改築への補助や、中大規模木造建築の普及支援事業が活用しやすい環境となっています。これらは、林業への参入を促す安心材料になっています。

### 3. 政策立案への示唆

中核市は、岡崎市のように人口・市域・私有林面積で一定の規模を有し、かつ人口が集中していることにより、森林管理、素材生産、製材加工から製品の最終需要先までをコンパクトに完結できる可能性があります。他の市でも、森林資源管理・素材生産・流通・加工・製品需要先と、それを可能にする人材の参入状況を踏まえて、同様の政策が立案されることが期待されます。



写真1 岡崎市産材で試作した背もたれ付きベンチ  
資料：筆者撮影（2024年7月）



第1図 愛知県岡崎市の主な林地及び市街地・林業関連施設の分布

資料：国土地理院「地理院タイル（陰影起伏図）」、環境省「第6・7回自然環境保全基礎調査」、国土交通省「国土数値情報（鉄道2023年、DID人口集中地域2020年）」、OpenStreetMap、愛知県産材認証機構Webより著作作成。

注1：植生は、二次林及び植林のうち、岡崎市に占める面積の上位4区分を示した。

2：製材工場は、愛知県産材認証機構Webページで公表された会員のうち、岡崎市を所在地とし、2025年10月時点での認定を受けた10社を表示している。



# ベトナムのコメ輸出拡大の背景

国際領域 主任研究官 岡江 恭史

現在ベトナムはタイ・インドと並ぶ世界有数のコメ輸出大国です。インドのコメ輸出規制等によって国際米価が高騰した2008年には、ベトナムも輸出規制を行いましたが、同じくインドのコメ輸出規制が行われた2023年には輸出規制は行わず、過去最高のコメ輸出量・輸出金額を記録しました。その背景について解説します。

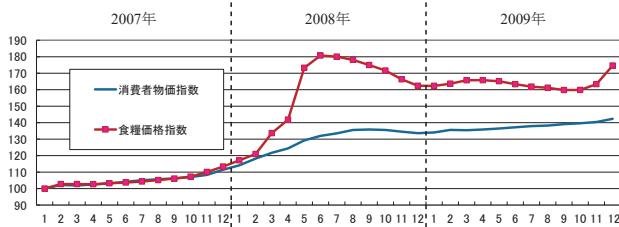
## 1. はじめに

ベトナムはかつて旧ソ連型中央計画経済体制下にありました。しかし、1980年代から経済自由化・対外開放政策（いわゆるドイモイ政策）を採用したことによって、その後高い経済成長率を示しました。農林水産分野では、近年はタイ・インドと並ぶコメ輸出大国であり続け、2023年には過去最高のコメ輸出量・輸出金額を記録しました。

## 2. 国際米価高騰への対応－2008年と2023年の対比－

2007年後半から国際米価が高騰したことからインドがコメの輸出規制を行い、そのことがさらなる国際米価高騰を招きました。第1図は、2007～09年におけるベトナム国内の消費者物価指数と食糧<sup>(注)</sup>価格指数の上昇を、2007年1月を100として示したグラフです。2007年10月頃から消費者物価指数も食糧価格指数も上昇し始めていますが、特に食糧が2008年4～6月に急騰しています。2009年12月時点での消費者物価指数及び食糧価格指数は2007年1月から42%増・75%増と高値を維持しています。食糧価格が高騰に至った最大の理由は、主食であるコメが重要な輸出商品であるために国際価格と国内米価とが密接にリンクしていることです。

米価高騰に対処するため、2008年3月25日には第78号政府通達によって6月末までの間は新たにコメ輸出の契約は行わないことを決定しました。第2図に見るように、この輸出規制によって、国内米

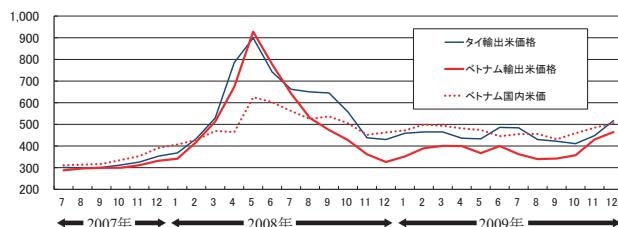


第1図 2007～09年におけるベトナム国内の物価上昇  
資料：ベトナム統計総局ウェブサイト。  
注：2007年1月を基準（100）とする指標。

価の上昇が抑えられた反面、ベトナムの輸出米価格が急上昇し、コメの国際指標価格となっているタイ米の上昇につながりました。さらに、2008年4月18日には、第391号首相決定が公布され、水田専作地の転作の原則禁止の方針が打ち出されました。

物価高騰の混乱を踏まえて、2008年7月に第10期ベトナム共産党中央執行委員会第7回総会において農業問題が議論され、2010年及び2020年までの農業政策の目標を示した「農業・農民・農村に関する中央執行委員会第26号決議」が8月5日に公布されました。さらにこれを受けて、政府の今後の食糧政策の方針として翌2009年12月23日に「国家食糧安全保障に関する政府決議63号」が公布されました。これは、ドイモイ以降の農業の市場経済化・近代化の方針を引き継ぐ一方で、国家食糧安全保障を農業政策の最優先課題にしたものでした。

2007年からの国際米価高騰期と同様、2023年にもインドがコメの輸出規制を行いましたが、ベトナムは輸出規制を行いませんでした。そして同年のベトナムのコメ輸出は、輸出量（8,338千t、前年度比17.4%増）・輸出金額（4,816百万米ドル、前年度比39.4%増）ともに過去最高を記録しました。さらに、2023年の消費者物価は前年度比3.25%増、食糧価格は6.85%増と2008年前後に比べて落ち着いていました。この両時点での違いは何に起因するのでしょうか。



第2図 2007～2009年におけるタイ輸出米価格・ベトナム輸出米価格・ベトナム国内米価

資料：価格はAgromonitor（2010）、Agroinfo（2009）より。  
注：輸出米価格は両国とも25%碎米価格。ベトナム国内米価は、メコンデルタのコメ生産地カントー市（第1図の57）における通常米（Gia te thuong）価格。単位はいずれも米ドル/t。

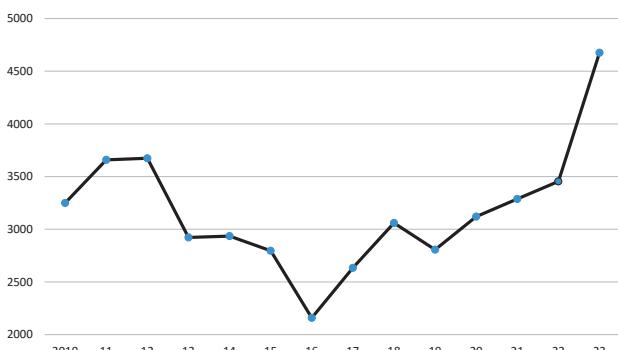
### 3. コメ輸出拡大の背景と近年の状況

2023年には、2008年のような国内の混乱が起らなかった最大の原因は、国内のコメ生産量が増加して十分な輸出余力があったからです。ベトナム統計総局によると、2008年の生産量が3,873万トンに対して、2023年は4,350万トンと激増しています。さらに同年のベトナムのコメ輸出は、輸出量だけではなく輸出金額も過去最高を記録しました。

この背景には、コメ生産・輸出の構造を2008年当時と大きく変えた政策が存在します。2013年6月にベトナム政府は「高付加価値化と持続可能な発展に向けての農業部門再編の計画承認についての政府首相決定第899号」を公布し、必要な生産量を維持しながら農地の効率的な活用（水田を他の農作物へ転作）を推奨するようになりました。さらに2017年7月には、「2030年を見据えた2017～2020年段階のベトナムのコメ輸出市場の発展戦略の策定に関する第942号政府首相決定」を公布し、全体のコメ輸出量の目標値のみならず輸出市場ごと品種ごとの具体的な目標値も定められました。

第3図は2010年以降のベトナムのコメの輸出額を示したものです。2013年以降は低迷していましたが、2016年を底に回復して、2023年には2012年の記録を更新して過去最高の輸出額を達成したことがわかります。この回復の背景に、輸出米の品種の多様化が存在します。ベトナム人は日本人と同様に食事の主食として白米を食べますが、フォーや春巻きのライスペーパーにも白米が使われます。また香り米を好んで食べる人もいますが、通常は白米より値段が高いので高級品扱いです。もち米は、もち・ちまき・おこわといった主に祝いの席で食べられる食事のほかに、伝統的なデザートのチーなどにも使われます。輸出米はかつてほぼ白米だけだったのが、最近はもち米や香り米の比率が上がってきています。

第1表は、2010年・2017年・2023年におけるベトナムのコメ輸出量における白米・もち米・香り米の比率です。2010年段階ではベトナムのコメ輸出金額のうち白米の割合が89.8%と圧倒的でしたが、2017年には36.4%と大きく割合を下げています。



第3図 コメの輸出額（百万米ドル）

資料：ベトナム統計総局ウェブサイト。

第1表 コメ輸出量の品種別割合 (%)

	2010	2017	2023
白米	89.8	36.4	37.2
もち米	2.0	23.5	9.8
香り米	3.7	29.0	42.5

資料：2010年・2017年はDoan Thi Thu Huong et al. (2022), 2023年はAgromonitor (2024)。

それに対して、もち米が23.5%、香り米が29.0%、と大きく伸ばしています。2023年には、もち米は9.8%と割合を下げましたが、香り米はますます大きくなり42.5%と今や白米より多く輸出されています。

ベトナムにとって中国はもち米の最大の輸出先ですが、中国向けの香り米輸出の増加に伴い近年はやや割合を落としています。なお2023年時点で、ベトナムから中国へ輸出しているコメの約6割がもち米、約3割が香り米です。

香り米の最大の輸出先はアフリカであり、2023年でベトナムの香り米総輸出量の33%を占めます（全品種の輸出量では16%を占めます）。またアフリカから見ると、ベトナムからのコメ輸入の83.2%が香り米と圧倒的な割合です。ベトナムからアフリカへの香り米の輸出が多い理由は、欧米や中東への香り米輸出はインドなどが先に進出しており、新たに香り米輸出をしたいベトナムにとっては、まずは安い市場から進出したということでしょう。

### 4. おわりに

同じく国際米価が高騰したにもかかわらず2023年のベトナムが2008年のような輸出規制を行わなかった背景は、上記の2時点の間に生産が急増して国内の余裕があったことと、輸出するコメの品種を白米のみから香り米等の多様化に成功したことがあります。

ベトナムは今後さらにコメ輸出量・輸出金額を伸ばす見込みであり、引き続き注視が必要です。

(注) この「食糧」とはコメ・トウモロコシ・イモ類等のデンブン質を豊富に含む主食物を表すベトナム語“luong thuc”的訳であり、食料品全体ではありません。

#### 引用文献

- Agroinfo (2009) 『2008年度のベトナム稲作部門及び次年度の展望に関する年次報告』(ベトナム語)  
Agromonitor (2010) 『2009年度のベトナム及び世界のコメ及び次年度の展望に関する年次報告』(ベトナム語)  
Agromonitor (2024) 『2023年度のベトナムのコメ及び次年度の展望に関する報告』(ベトナム語)  
Doan Thi Thu Huong, Pham Quang Dieu, Dao The Anh (2022) Market Structure of Rice Export in Vietnam from 2010 to 2020, The Food and Fertilizer Technology Center for the Asian and Pacific Region (FFTC)

# 農福連携に関する研究動向

農業・農村領域 主任研究官 中本 英里

2024年5月成立の改正食料・農業・農村基本法では、新たに農福連携が位置づけられ、「農福連携等推進ビジョン」改訂版には、地域単位で農福連携を推進することや、障害者のみならず、高齢者、生活困窮者、ひきこもり者等の社会参画支援、犯罪をしたもの等の立ち直り支援等にも対象を広げ、多様な人々が農業体験等を通じて社会参画を図る「ユニバーサル農園」の普及・拡大がうたわれています。

## 1. はじめに

農福連携は、農林水産省によれば「障害者等が農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取組」と定義されています。農福連携という言葉は2010年ごろから使われ始め（吉田ら, 2020；濱田, 2021）、2024年度末時点での取組主体数は8,277と把握されています。小柴・川手（2024）によれば、農福連携の展開過程には「療法的な視点からの広がり」と「農業分野での障害者等就労」の2つの潮流があり、2000年代から関連する事例が取り上げられるようになっています。

## 2. 農福連携の取組実態の把握

2000年代はじめの研究には取組の類型化（牛野ら, 2007；安中ら, 2009）があり、その後、類型ごとに複数の事例を比較検討した研究も蓄積されました。たとえば、社会福祉法人等の農業分野への進出が地域農業の維持に貢献することを示した飯田ら（2011）、特例子会社による農業分野への進出が農村コミュニティの維持・再生に寄与することを示唆した吉田ら（2014）、障害者就労施設における六次化の取組が農業の高付加価値化につながる可能性を示した小柴・吉田（2014）の研究があります。小柴ら（2016）は取組の発展段階にも着目し、初期段階における分野間の相互理解の重要性を明らかにしています。先駆的な地域では農福連携を取り組む主体が独自にネットワークを築きプラットフォームの基盤をつくっている実態や（小柴・吉田, 2016）、地域で生産される主要農産物や地理的条件に応じた支援の必要性も示されています（石橋ら, 2018）。これらは農福連携を地域で推進するために必要な要件を検討するうえで重要な研究成果となっています。

す。館山（2023）によれば、農福連携で培われたノウハウは持続的な地域運営にも寄与するとの期待があり、農村RMOとの一体的な運用の可能性も示されています。

## 3. 農福連携の取組効果の解明

農福連携の広がりや支援事業の進展とともに、取組効果を積極的に発信する動きも見られています。農業経営への影響については、農業者を対象としたアンケート調査や事例調査により、障害者の施設外就労が農繁期の安定的な労働力になることや、その波及的効果として、農業経営規模の拡大や生産物の品質向上が把握されています（吉田, 2019）。また、障害者を雇用することにより職場内の情報共有や雰囲気が改善するなど、ダイバーシティ経営の研究成果（倉持, 2025）と整合的な一面も見られています。

これらの効果を上げるためのノウハウは独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構農村工学研究所（2008）の手引き等で示されているほか、作業工程の調整や指導方法の工夫が必要であること（片倉ら, 2007）、GAP（農業生産工程管理）が、その調整や工夫において有効であることも明らかにされています（中本・澤野, 2020；中本ら, 2022）。先進事例として知られる京丸園株式会社（静岡県浜松市）では、福祉分野と連携して作業工程の整理・細分化するとともにJGAP導入により農場管理における基準を明確化させ、農業分野における持続的な障害者雇用を実現しています（鈴木, 2023）。

福祉的な効果については、園芸療法や園芸福祉の分野で研究の蓄積があるほか、農福連携に携わる障害者への影響として、知的障害者、精神障害者では心理・身体的ストレス、集中力、自己肯定感、肥満傾向、体力、睡眠、社会性などに改善が見られることも明らかになっています（豊田ら, 2022）。また、

農作業における作業負担度や危険度といったマイナス面の影響についても把握されており、作業形態や巧緻度等と併せて農作業を分析するツールが開発され（豊田ら, 2016）、2019年度開始の「農福連携技術支援者育成研修」の教材としても活用されています。

## 4. おわりに

本稿では障害者の取組を中心に整理しましたが、農福連携の効果が発揮する範囲は広く、取組目的も農業労働力の確保や就労機会の創出に限りません。たとえば、認知症高齢者（宇良ら, 2018）やリハビリ病院に通院する人（岡本, 2025）の生活が農業（農場環境）に結びつくことで、様々な効用がもたらされます（中本ら, 2025）。今後、農福連携の取組は、多様な分野が連携・協働し、地域のニーズに幅広く対応できる盤石な取組となっていくことが期待されます。

### 【引用文献】

- 飯田恭子・香月敏孝・吉田行郷・小林茂典・出田安利・松島浩道（2011）「福祉施設における農業分野の障害者就労の実態と課題」『2011年度日本農業経済学会論文集』：64-71.
- 石橋紀也・小柴有理江・吉田行郷（2018）「農業分野での障害者就労の推進に向けた地域レベルでの効果的な支援体制の構築」『農業経済研究』90（1）：53-58.  
<https://doi.org/10.11472/nokei.90.53>
- 牛野正・中野裕子・林賢一（2007）「農業における知的障害雇用に関する一考察－農業に労働力を、障害者に雇用の場を－」『農村計画学会誌』25（4）：556-563.  
<https://doi.org/10.2750/arp.25.556>
- 宇良千秋・岡村毅・山崎幸子・石黒太一・井部真澄・宮崎眞也子・鳥島佳祐・川室優（2018）「認知機能障害をもつ高齢者の社会的包摶の実現に向けた農業ケアの開発：稲作を中心としたプログラムのフィージビリティの検討」『日本老年医学会雑誌』55（1）：106-116.  
<https://doi.org/10.3143/geriatrics.55.106>
- 岡本彩香（2025）「農園のある病院—リハビリとして農作業に取り組む「グリーン・ファーム・リハビリテーション®」」『野菜情報』258：2-8.
- 片倉和人・山下仁・工藤清光（2007）「農業経営における障害者雇用のマネジメント」『農林業問題研究』43（1）：78-83.  
<https://doi.org/10.7310/arde1965.43.78>
- 倉持一（2025）「ダイバーシティ経営の推進と経済的価値創造に関する研究」『社会デザイン学会学会誌』16：51-62.  
[https://doi.org/10.32240/socialdesign.16.0\\_51](https://doi.org/10.32240/socialdesign.16.0_51)
- 小柴有理江・川手督也（2024）「農福連携から考えるオルタナティブな農業とフードシステムの未来」『フードシステム研究』31（3）：112-117.  
[https://doi.org/10.5874/jfsr.24.31.3\\_2](https://doi.org/10.5874/jfsr.24.31.3_2)
- 小柴有理江・吉田行郷（2014）「障害者就労施設における農業の高付加価値化の体制構築」『2014年度日本農業経済学会論文集』：202-207.
- 小柴有理江・吉田行郷（2016）「地域における農業分野での障害者就労の支援体制の構築—異分野が連携するプラットフォームの形成ー」『農業経済研究』87（4）：412-417.  
<https://doi.org/10.11472/nokei.87.412>
- 小柴有理江・吉田行郷・香月敏孝（2016）「農業と福祉の連携の形成過程に関する研究—農業分野における障害者就労を事例としてー」『農林水産政策研究』25：1-17.  
<https://doi.org/10.34444/00000029>
- 鈴木厚志（2023）「ユニバーサル農業：京丸園の農業／福祉／経営」創森社.
- 館山壯一（2023）「農村型地域運営組織のあり方に関する考察－農村RMOと農福連携の活用を視野に入れてー」『修紅短期大学紀要』43（2）：31-46.  
[https://doi.org/10.50828/shuko.43.2\\_31](https://doi.org/10.50828/shuko.43.2_31)
- 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構農村工学研究所（2008）『農業分野における障害者就労の手引き－作業事例編』.
- 豊田正博・金子みどり・横田優子・浅井志穂・札埜高志・城山豊（2016）「知的障害者就労支援における農作業分析と難易評価法の開発」『人間・植物関係学会雑誌』15（2）：1-10.
- 豊田正博・山本俊光・中本英里・劍持卓也（2022）「農福連携で農作業を行う知的障害者および精神障害者の健康改善効果」『人間・植物関係学会雑誌』22（1）：1-12.
- 中本英里・澤野久美（2020）「『ユニバーサル農業』とJGAP導入が障害者の職域拡大に与える影響」『農業経営研究』58（3）：21-26.  
[https://doi.org/10.11300/fmsj.58.3\\_21](https://doi.org/10.11300/fmsj.58.3_21).
- 中本英里・豊田正博・山本俊光（2022）「農福連携の取組が農業経営にもたらす影響」『農林業問題研究』58（2）：98-105.  
<https://doi.org/10.7310/arfe.58.98>.
- 中本英里・菊川裕幸・豊田正博・吉田行郷（2025）「オランダにおけるケア・ファームの2つの方向性と日本におけるユニバーサル農園の今後の展開」『職業リハビリテーション』38（2）：25-32.
- 濱田健司（2021）「農福連携を巡る動向と課題」『日本農業の動き』209：20-37.
- 安中誠司・山下仁・片山千栄・石田憲治（2009）「農業分野での障害者就労の類型化による支援課題の抽出とその解決方策」『農工研技報』210：49-59.
- 吉田行郷（2019）「農業分野での労働力不足下における農福連携の取り組みの現状と展望」『農業市場研究』28（3）：11-21.  
[https://doi.org/10.18921/amsj.28.3\\_11](https://doi.org/10.18921/amsj.28.3_11)
- 吉田行郷・香月敏孝・吉川美由紀（2014）「農業分野に本格進出した特例子会社の実態と課題－地域農業の担い手としての特例子会社の可能性ー」『農業経済研究』86（1）：12-26.  
<https://doi.org/10.11472/nokei.86.12>.
- 吉田行郷・里見喜久夫・季刊『コトノネ』編集部（2020）『農福連携が農業と地域をおもしろくする』コトノネ生活.

## 『めねぎのうえんのガ・ガ・ガーン！』

多屋 光孫 文・絵

企画広報室 広報資料課 広報資料係長 日原 雪子



当研究所は長らく、農福連携についての研究を進めてきました。15年以上前から研究を開始し、2010年代には農福連携研究チームを立ち上げました。シンポジウムも複数回、開催しています。

本作は、その農福連携に取り組み、障害者雇用を行っている農園について取り上げた絵本です。物語は、芽ネギを作る農園の経営者が、特別支援学校の教員に生徒を働かせてほしいと頼まれるところから始まります。経営者は最初、理由をつけて断ろうと考えました。しかし、芽ネギの植え替え作業が難しいと理由を挙げれば、下敷きを使えば簡単にできると指摘されます。生徒に指示が伝わらないと話せば、指示内容を具体的に分かりやすく説明すれば作業ができると示されます。さらには、ゆっくり草取りをする生徒の作業が、実は丁寧だということも目の当たりにします。

これらの場面一つ一つで「ガーン」という表現が登場します。障害者一人一人の特性に合わせ、指示の出し方や作業環境の工夫をすれば仕事がはかどると経営者が気づく度に、「ガーン」という擬音で表されるのです。そして、「『ひとをしごとに』あわせるのではなく『しごとをひとに』あわせればいいんじゃないかな？」というユニバーサル農業の核心が語られます。経営者は障害者が働きやすくなるよう機械を発明するなど工夫を重ね、従業員が100人を超えるほど農園の経営規模が大きくなつたという結末で話が終わります。

本作のモデルは、農福連携の優良事例として紹介されることも多い浜松市の京丸園株式会社（以下、京丸園）です。同社は農福連携研究の事例分析においても、取り上げられています。例えば、中本・澤野（2020）では、同社が作業工程の整理・細分化や業務分担の明確化、さらにはJGAP導入により労働安全面の確保を行ったことから、障害者のみならず、高齢者や農業経験の浅い女性職員の雇用にも結び付いたことが明らかにされています（本誌関連記事：6～7ページ）。障害者雇用にとどまらない、

様々な立場の人たちが参加できるユニバーサル農業の実践が示唆されているのです。

本作は、そのようなユニバーサル農業の取り組みを子どもにも伝わるよう、やさしい言葉で絵本にしています。私は縁あって、小学校の読み聞かせボランティアを行っています。この絵本を特別支援学級で取り上げてみました。先生に感想を聞かれた児童たちから寄せられたのは、「機械を作ったのがすごい」「最後に100人も集まったのがすごい」というコメントでした。そして、中には「ゆっくりでいい」という感想もありました。

実のところ、私自身が一番印象に残ったのも、作業が遅く見える生徒の仕事が実は丁寧で「早ければいいというものではない」と経営者に思わせるエピソードでした。本作は子どもだけでなく、大人が読んでも読みごたえのある絵本です。経営者の目線で物語が展開されているので、大人にとっとも入り込みやすいのではないでしょうか。

本作の巻末には、京丸園の鈴木厚志代表取締役による同社の取り組みについての説明、障害を持つ従業員及びその家族による手記、また「京丸園の3つの秘密」というタイトルの解説も収録されています。それぞれの目線から、京丸園の取り組みについて語られ、読み手にとって解像度の上がる構成になっています。同社のユニバーサル農業、農福連携の取り組みが静岡県や浜松市といった地域全体に広がり、共生社会へと結び付いていく様子もうかがえます。巻末まで含めた本作は、農福連携やユニバーサル農業の副読本として、大人にもお勧めしたい一冊といえるでしょう。

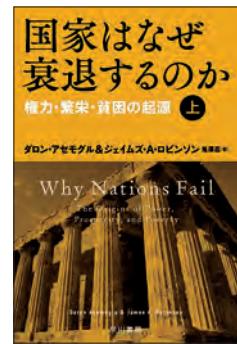
### 【引用文献】

- 中本英里・澤野久美（2020）「『ユニバーサル農業』とJGAP導入が障害者の職域拡大に与える影響」『農業経営研究』58（3）：21-26

# 『国家はなぜ衰退するのか 権力・繁栄・貧困の起源（上）（下）』

ダロン・アセモグル&ジェイムズ・A・ロビンソン（著）  
鬼澤 忍（訳）

食料領域 主任研究官 若松 宏樹



2024年のノーベル経済学賞は本書の著者が受賞しました。受賞理由は制度と創造的破壊を伴う技術革新が、古今東西の経済発展の要因となることを解明したことです。またその翌年も創造的破壊を通じた経済成長の理論的な解明をした研究がノーベル経済学賞を受賞しています。本書に関するブックレビューは、2015年7月号で樋口主任研究官がすでに執筆していますが、このように10年以上前に書かれた本書が再び脚光を浴びているため、改めてブックレビューに本書を取り上げたいと思います。

本書の始まりは米国とメキシコの国境の町、ノガレス。米国側だけがはるかに発展しています。壁を隔てただけで環境は全く同じなのに、なぜでしょうか？ 結論はシンプルで、制度の違い。包括的な制度は繁栄を、収奪的な制度は衰退をもたらします。近世に南米はスペインによって収奪的な制度を敷かれ、搾取されたことをご存じの方も多いでしょう。収奪的な制度はそれを敷いた権力者がたとえ打倒されても新しい権力者が新たな収奪的制度を敷く、という「寡頭制の罠」から抜け出せず、メキシコも例に漏れず現代までその影響が残っています。一方、北米は当時収奪する資源がなく、英国から遅れてきた入植者はそれぞれ自ら産業を発展させました。そのため包括的な制度が形成され、繁栄へつながりました。それらを象徴する状況が冒頭のノガレスなのです。制度が包括的か収奪的かどうかは「創造的破壊」の運命を決定づけ、発展への道筋を分けます。この創造的破壊は、収奪的制度下では既得権益層（王侯貴族など）が変革を恐れて封じ込め、経済は停滞します。逆に包括的制度下では阻止できず、変革が促進され経済は発展します。

制度の転換は、しばしば疫病など歴史的イベント時に発生し、ある社会では包括的制度への転換を促す一方、別の社会では収奪的制度を強化します。既存の権力構造の僅かな条件の差が、やがて大きな発展の差へつながります。偶然ある条件が重なった時、例えば支配者の権力が絶対ではなく、権力は複数により保たれ、統率者がいる時、収奪的制度は包括的制度に切り替わることがあります。本書は明治

維新や英國の名誉革命、フランス革命などの成功例や、逆に制度の転換により経済衰退へ向かった例（ローマ帝国など）などを、制度と創造的破壊の観点から紹介します。

米国の発展は先に述べたとおりで、現在まで危なげなく経済発展を続いているように見えますが、包括的制度から収奪的制度に移る危機もありました。例えば創造的破壊の結果、鉄道や鉄鋼や石油で富を築いた大富豪が収奪的な経済制度を敷こうとした時です。この時は包括的制度の下、市民の反対運動と民主的政治により独禁法を生み出し、権力集中は抑制され、収奪的制度への転換は阻止されました。創造的破壊からくる発展の成功は、資金や技術の移転そのものより、民主的グループに力を与え、社会が自律的に制度改革を行える環境を整えることに起因すると著者は指摘します。しかし、今米国は包括的な制度を続けるのか、収奪的な制度に転換し衰退していくのか、その岐路に立っています。

また、日本の最近の経済停滞を本書の枠組みから理解することも可能かもしれません。日本は包括的制度のため収奪的に何かを搾取するということは起こりにくい仕組みです。しかし、創造的破壊についてはどうでしょうか。新たな産業の芽となる創造的破壊を伴う技術革新は、既得権益層から、産業保護として締め出す傾向にあるように思われます。この結果、偶発的に起こった創造的破壊は権益に食い込むことができず締め出されることが多いのではないかと思います。その場合、政府は我が国の発展のため、産業を保護すると同時に、創造的破壊を促すという、バランスの取れた制度づくりが求められていると言えます。

本書は、包括・収奪的制度と創造的破壊が及ぼす影響を、歴史的事例を挙げて繰り返し説明しており、直感的に理解しやすいので、是非お手に取られることをお勧めします。

『国家はなぜ衰退するのか—権力・繁栄・貧困の起源』著者／ダロン・アセモグル&ジェイムズ・A・ロビンソン  
翻訳／鬼澤 忍  
出版年／2013年  
発行所／早川書房

# 「農林業センサスの個票分析に基づく多様な林家・林業経営体の経年把握：農山村地域の持続的な資源循環及び統計情報の活用に向けた示唆」

日時：令和7年10月2日（木）14:00～16:30（対面・オンライン開催）

政策研究調整官 田中 淳志

当所の「持続的な農山村・農林業を支える地域資源循環の推進に関する研究」では、小規模林業が未利用森林資源の管理だけでなく、農山村の活性化や定住促進にも寄与しうる点に着目して研究を進めています。本セミナーは、農林業センサス（以下「センサス」）を用いて規模の異なる林家・林業経営体の変化を把握し、森林資源循環や農山村振興への示唆を得ることを目的に企画されました。センサスは林業経営体を全国的に把握できる唯一の調査であり、個票接続による動態分析は地域林業の実態理解と政策形成の基盤となる重要な作業です。

## 1. 解題：個票の接続データを用いた農林業センサスの分析：林宇一准教授（宇都宮大学農学部）

第一報告では、セミナーの趣旨と構成が示されました。特に2010年・2015年・2020年の3時点のセンサス農林業経営体調査の客体候補リストを接続し、林業経営体の存続・参入・退出を追跡可能な接続データを作成することで、経営体の長期的な動態や構造変化を把握できるようになったことが説明されました。

調査対象となる林業経営体は、林業作業受託や立木買い、山林保有、森林経営計画の有無、素材生産量などに基づいて抽出され、2010年の140,173経営体から、2020年には34,001へと、10年間で劇的な縮小がみられました。一方で、新規参入も一定数確認され、林業経営体の新陳代謝が進んでいることも明らかになりました。

林業経営体は、山林保有を行う「保有経営体」と、受託や立木買いを行う「受託経営体」に分けられましたが、両者は重複する場合もありました。さらに、森林組合、財産区、地方公共団体などの既存法人区分を再整理し、約3万超の経営体を8つの区分に分類し直したこと、法人形態別の特徴をより的確に把握できるように整理しました。

## 2. 2010年代の森林組合シェアの変化と林業推進自治体の位置づけ：笹田敬太郎主任研究員（森林総合研究所九州支所）

第二報告では、センサスにおける森林組合関連データを精緻化し、施設森林組合と林業推進自治体の特徴を明らかにしました。現行センサスでは、施設森林組合・生産森林組合・本所・支所など異なる単位が混在しており、回答主体の不統一や法人番号の誤記・未記載が分析上の障害となっていました。このためデータを整理した結果、2020年センサスでは施設森林組合の約93%を捕捉できる高精度の

データが得られました。

2010～2020年の素材生産量をみると、施設森林組合は全国平均31%増を大きく上回る75%増となっていました。特に北陸・近畿・山陰など施設森林組合のシェアが高い地域で増加が顕著でした。また、利用間伐や主伐などの作業受託面積は西日本で伸び、施設森林組合の役割が強まっています。一方、造林分野では施設森林組合のシェアが低下する地域もあり、育林主体の独立や新規参入など経営体構造の変化が示唆されました。

さらに、林業推進施策を行う民有林面積約1.7万～5万haの5市町を対象に、市町村レベルの素材生産量と施業面積の推移を分析したところ、木質バイオマス需要の増加やFIT制度の影響を背景に、自治体施策と素材生産の増減が関連していることが明らかになりました。これにより、施設森林組合が地域林業にどの程度寄与しているのかを把握でき、センサスがEBPMに活用しうる可能性が示されました。

## 3. 保有経営体による林業活動の30年間の変化：林雅秀教授（山形大学農学部）

第三報告では、1990年から2020年までの30年間の山林保有規模別の林業活動の変化が分析されました。ここでは、2000年までの「林業事業体調査」と、2005年以降の「センサス農林業経営体調査」を接続したデータを用いています。2005年以降は客体候補名簿に保有面積が記録されており、保有規模別に活動変化を把握できる特徴があります。

山林保有経営体数は長期的に大きく減少し、8つの規模階層の中で特に家族経営体の小規模層（10ha未満）で顕著に脱落が進んでいました。1990年には小規模層で育林活動が活発でしたが、2020年にはその傾向は消え、中規模から大規模経営体が相対的に活動を維持する構造へと移行していました。主伐活動については非家族経営体が家族経営体を上回り、特に中規模層で活発でした。一方、小規模及び

超大規模層（500ha以上）では主伐が低調でした。

素材生産量では、2020年には100～500ha層が最も高い生産性を示し、2010年に活動の中心であった5～10ha層からシフトしていました。小規模層の活動低下の背景には、家族労働の優位性の低下、森林経営計画制度が小規模林に適合しにくい点、センサスで小規模層の育林活動が調査対象外となつたことなどが指摘されました。また、1990年代には大規模層が高齢級人工林を多く保有していたため主伐が増加したことも明らかになりました。総じて、小規模層の林業活動は縮小し、生産の中心は中規模から大規模層へ移行していることが確認されました。

#### 4. 林業作業を受託する経営体の動向： 藤野正也准教授（福島大学食農学類）

第四報告では、従来十分に分析されてこなかった林業作業受託・立木買い経営体の動向が3つの調査年（2010・2015・2020）に基づいて検討されました。分析対象は、植林や間伐などの作業受託や立木買いによる収入を得ている経営体、または受託や立木買いにより素材生産を行っている経営体です。

経営体数は2010～2020年で大幅に減少し、10年間存続した経営体は2010年時点の約5分の1に過ぎませんでした。これにより、多くの経営体が一時的な参加者であり、森林所有者が状況に応じて受託に関わっている可能性があることが示されました。

経営形態別では、施設森林組合はほぼすべてが受託経営体であり、それ以外の形態でも受託比率が増加していました。素材生産量をみると、約700の存続経営体の半数は活動を維持していたものの、増産経営体の割合は2010～2015年の31%から2015～2020年には24%へ低下し、逆に減産経営体は15%から26%に増加しました。経営体の二極化が進んでいます。

また、受託面積の拡大や受託料金の増加から、経営体の大規模化が進行していることが示されました。規模別では1万m<sup>3</sup>以上生産する大規模経営体が存在感を増し、小規模経営体は減少しています。都道府県別の比較でも同様の傾向が確認され、全国的に大規模化・集約化が進んでいます。特に保育作業を受託する経営体は縮小しており、素材生産へ経営資源が集中する構造が強まっていることがわかりました。

#### 5. 相補的な存在としての小規模林業とその地域分布：多田忠義主任研究員（農林水産政策研究所）

第五報告では、森林・林業基本計画で「相補的の主体」と位置づけられる小規模林業経営体の役割と地域分布についてセンサス個票を用いて分析しました。相補的主体とは、森林組合や大規模経営体など効率的な林業経営体を補完する存在で、専ら自家労働で施業を行う林家などが該当します。分析では、

2019年時点で素材生産量1,000m<sup>3</sup>未満または植林面積3ha未満を小規模林業経営体（以下「小規模経営体」と定義しました）。

小規模経営体は素材生産が盛んな地域にも広く分布しており、市町村によっては素材生産量に占める割合が高い地域も確認されました。これらの地域では、小規模経営体が地域林業を支える重要な担い手になっており、植林活動においても小規模経営体の比重は大きく、一部自治体では植林面積の多くを小規模経営体が担っていることから、地域林業に不可欠な存在であることが示されました。

また、センサス農業集落調査との突合によって、森林保全を実施する農業集落ほど小規模経営体の存在割合が高い傾向が認められました。素材生産と農業集落による森林保全活動がともに確認される集落は全国に広く千集落以上分布し、小規模経営体の植林活動と農業集落の森林保全が重なる地域も一部に集中して見られました。

今後の課題として、小規模経営体を継続的に把握する仕組みの整備、次期森林・林業基本計画における明確な位置づけ、地域資源循環を担う存在としての政策的評価が求められることが示されました。

#### 6. ディスカッション・質疑応答

①個票接続精度の向上によって明らかになった林業・農山村の実態とセンサスの限界、②2026年に策定される新たな森林・林業基本計画への示唆、③小規模林業の役割、の三点が議論されました。

まず①で林宇一氏から、現行センサスは所在地ベース集計のため、受託作業が他自治体に及ぶ場合の実態が捉えにくいくこと、素材生産量は把握できても、増加するバイオマス向け生産は把握が難しいことも述べられました。藤野氏からは、廃業経営体が調査対象に含まれず、存続・拡大経営体へ偏る可能性が示されました。また、林業公社データの収集漏れや客体名簿追加方法の地域差など、活用上の課題も共有されました。

②基本計画への示唆では、林雅秀氏が、全国山林の約6割を所有する500ha超の大規模経営体で活動低下がみられ、この層の実態把握が政策形成に重要であると述べました。笹田氏は、森林組合の役割は地域で大きく異なり、地域性を踏まえた政策の必要性が示されました。

③小規模林業では、林雅秀氏が家族労働への依存が難しくなり、新たな小規模林業の在り方を考える必要があると述べました。林宇一氏は、山林所有者が受託経営体として活動する実態が統計で見えず、今後の分析が必要であると強調しました。

#### 7. 総合討論

総合討論では参加者より林業経営体を理解する際には従来の大規模・小規模という区分よりも雇用形態や工程管理の実態を踏まえた労働組織の違いに着

目した分析が望ましいこと、受託と立木買いは区別して分析すべきであり、資本構造の変化とも結びつけて議論する必要があること、農業集落による森林保全が不明確であること、森林組合統計との役割分担を踏まえセンサスの統計的意義を再整理する必要性も指摘されました。

藤野氏からは、受託と立木買いでは経営戦略が異なること、工程管理を分析する研究はまだ不足していること、小規模経営体を把握するためには新たな調査項目の検討が必要であることが指摘されました。林氏は、近年のセンサスでは一人親方など極小規模経営体を捉えることが難しくなっていると述べました。多田氏は、センサスから農業集落と個別経営体の関係を把握することの難しさを述べ、農業集落による森林保全の実態は不明であると述べました。笠田氏は、センサスは全数調査で地域全体の構造を把握できる点に意味があると述べました。最後に多田氏は、伐採届など属地データの活用が可能となれば分析精度の向上に有効であると述べました。

## 8. 総括コメント：立花敏教授（京都大学 大学院農学研究科）

立花氏からは、林宇一報告では客体数が10年で大きく減少した一方で新規参入も見られたこと、笠田報告では、森林組合や林業推進自治体の実態が示

され、施設森林組合の性格が地域で大きく異なることから地域性の重要性が強調されたこと、林雅秀報告では、小規模山林保有経営体で育林や再造林活動が低下していること、藤野報告では、受託・立木買い経営体の減少傾向や、素材生産における小規模経営体の減少と大規模化が確認されたこと、多田報告では、小規模林業が地域林業を担う可能性と特定地域への集中が示されたことを指摘しました。

またEBPMの観点から継続的な統計調査とデータ活用が重要であり、様々なデータを時系列で追い政策立案に生かすべきであること、センサスのさらなる活用に向けた調査内容の提案があったことについては行政担当者に検討していただきたい旨の発言もありました。



当日の様子

## 学会賞受賞の紹介

### 第32回地球環境シンポジウム地球環境委員会（土木学会）：地球環境優秀講演賞

**受賞タイトル：「幼少期の自然体験とコミュニティ意識が地域の環境配慮行動の頻度におよぼす影響」**

**受賞者：法理樹里（食料領域 主任研究官）・平山奈央子（滋賀県立大学）  
佐藤祐一（滋賀県琵琶湖環境科学研究所センター）**

2024年9月に熊本県立大学で開催された第32回地球環境シンポジウム（土木学会）において、法理樹里・平山奈央子（滋賀県立大学）・佐藤祐一（滋賀県琵琶湖環境科学研究所センター）による研究報告「幼少期の自然体験とコミュニティ意識が地域の環境配慮行動の頻度におよぼす影響」が発表されました。

本発表は、法理主任研究官が参画している環境省・（独）環境再生保全機構の環境研究総合推進費（JPMEERF23S12113）の成果の一部であり、地球環境委員会の選考により優秀講演として認められ、2025年9月に鳥取大学で開催された第33回地球環境シンポジウム（土木学会）において、地球環境優秀講演賞を受賞しました。

本研究では、滋賀県在住の720名を対象としたオンライン調査を実施し、人々が環境へ配慮した行動である“環境配慮行動”を促進するために、どのような要因が関係しているのかを探索的に検討しまし

た。分析の結果、琵琶湖流域の自然環境や暮らしを保全するために「自宅以外で行われる環境配慮行動」の実践頻度には、「幼少期の自然体験」や「環境保全に関する意識」、そして「コミュニティ意識」が影響を与える可能性が示されました。

今後、地域における環境配慮行動をより促進していくためには、その行動の具体的な種類を明らかにするとともに、「関係性価値」といった、個々人が自然環境との関係性の中で育む価値観の内容を地域に根ざした文化の意味合いに即して検討していくことが重要です。

また、行政や教育現場、地域団体など多様な主体と連携し、地域社会全体で環境への理解と行動を支える仕組みづくりを進めていくことも求められます。幼少期の自然との関わり方や地域とのつながりの中身を大切にしながら、持続可能な地域づくりに貢献できる研究を今後も進めていきたいです。





編集・発行 農林水産省 農林水産政策研究所

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎第4号館  
TEL 03-6737-9000 FAX 03-6737-9600



当研究所ウェブサイト  
<https://www.maff.go.jp/primaff/>

印刷・発行 2026年1月30日  
印刷・製本 株式会社 美巧社

リサイクル適性Ⓐ  
この印刷物は、印刷用の紙へ  
リサイクルできます。